

「北本市空き家等の適切な管理に関する条例」の制定

資料 1

条例制定の背景について

近年、全国的に人口減少や既存建築物の老朽化、ライフスタイルの変化等により、空き家等が年々増加しています。空き家等の中には適切な管理が行われていない結果、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。

本市では、このような管理不全の空き家等が発生・増加しないよう、空き家等の適切な管理を促進し、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るために「北本市空き家等の適切な管理に関する条例」の制定を予定しています。

条例の概要について**【第 1 条（目的）】**

この条例の目的について

- ・ 空き家等の適切な管理の推進
- ・ 地域住民の生命、身体又は財産の保護
- ・ 安全で安心な地域社会の実現

【第 2 条（定義）】

条例における用語の定義について

- ・ 空き家等 市内に存する空き家及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）
- ・ 管理不全な状態 市長が認めたもの
 - ① 空き家等で老朽化により倒壊又は建築資材等が飛散するおそれのあるもの
 - ② 空き家等で植物が繁茂し、又は廃棄物が放置され防災上危険、衛生上有害となるおそれのあるもの

【第3条（所有者等の責務）】

空き家等の所有者、管理者（所有者等）の責務について

- ・所有者等は空き家等の適切な管理について、第一義的な責務を負うこと。

【第4条（市の責務）】

市の責務について

- ・市は空き家等の適切な管理、活用の促進及び発生の予防等に関し対策を講じること。

【第5条（市民の役割）】

市民の役割について

- ・空き家等に関する施策に協力するよう努める。
- ・適切な管理が行われていない空き家等の情報を市に提供するよう努める。

【第6条（調査等）】

空き家等の調査等について

- ・苦情、相談のあった空き家等の調査等

【第7条（空き家等の所有者等に関する情報の利用等）】

市の保有する所有者情報等の利用について

- ・所有者等の把握に必要な固定資産税情報等の利用

【第8条（管理不全な空き家等に対する措置）】

管理不全な空き家等への措置（助言又は指導、勧告、命令）について

- ・助言又は指導 空き家等が管理不全であると認めるとき
- ・勧告 助言又は指導し、なお改善されないと認めるとき
- ・命令 勧告に係る措置をとらなかった場合で、特に必要があると認めるとき

【第 9 条（公表）】

所有者等の公表について

- ・所有者等が正当な理由なくその命令に従わないとき
- ・市長は、公表する場合、意見を述べる機会を与えなければならない。

【第 10 条（緊急安全措置）】

危険な空き家等の緊急的な安全措置について

- ・空き家等に起因する生命、身体又は財産に対する危害の回避
- ・道路、公園その他公共の場所
- ・回避のための最低限度の措置

措置を講じたときの手続き等について

- ・所有者等への通知
- ・費用の請求等

【第 11 条（委任）】

その他必要な事項の委任について

- ・条例の施行に関し必要となる事項の規則への委任

【施行予定期日】

令和 2 年 4 月 1 日